

■AOTS 研修のための「研修」査証申請について (2019 年 4 月現在)

査証窓口 業務時間 (申請受付) 午前 8 時 30 分から午前 11 時
(結果交付) 午後 1 時 30 分から午後 4 時 45 分

「研修」査証申請に必要な書類

- 1.VISA APPLICATION FORM TO ENTER JAPAN
在ベトナム大使館・総領事館書式
- 2.研修生(申請人)顔写真
4.5cm×4.5cm 1 枚、写真裏面に申請人の名前を英文・ボールペンで記載
- 3.旅券(パスポート)
- 4.「研修生受入れ並びに身元保証書(GUARANTEE LETTER)」
AOTS が発行
- 5.身元保証書
在ベトナム大使館・総領事館書式／受入企業にて作成
- 6.招へい理由書
在ベトナム大使館・総領事館書式／受入企業にて作成
- 7.事業所の概要
在ベトナム大使館・総領事館書式／受入企業にて作成
- 8.研修計画書(詳細)
AOTS に対する研修申込時に提出したもののコピー
- 9.研修生個人記録並びに研修契約に関する申告書
AOTS に対する研修申込時に提出したもののコピー
- 10.受入企業の登記簿謄本
原本 1 部
- 11.出張許可証明書
様式自由／研修生の所属するベトナム側派遣企業にて作成
- 12.雇用契約書の写し
ベトナム側派遣企業にてご用意下さい

期間

- ビザ申請の必要書類が揃い申請が正式に受理された場合には、大使館若しくは総領事館の窓口で、受領番号若しくはビザ発給予定日時の記載された受理書が発行されます。申請が受領されましたら、ビザ発給予定日時を必ずご確認ください。
- AOTS 制度をご利用頂いている場合、通常、申請受領日の翌業務日から起算して5業務日目にビザが発給されています。しかし、書類等に不備等があった場合には、申請が受理されないこともありますので、日数に余裕をもってビザ申請をすることをお勧めします。

注意

- 最近 AOTS の制度を利用していないベトナム人研修生・技能実習生の失踪の増加が止まず、大使館や総領事館において、研修生の渡航目的や身元等を確認するために、上記 10～12 についても提出を求められることが生じていますので、予めご用意頂く方が安全と思われます。
- 大使館及び総領事館は、ベトナムだけでなく日本の祝祭日も休館となっていますので、ご留意下さい。

出張許可証明書について

- 1.様式は自由です。
- 2.英語又はベトナム語(日系企業で日本人マネジャーが証明書を発行する立場にある時は、日本語でも可)のいずれかにて作成してください。
- 3.内容としては、「①誰が(研修生の氏名、生年月日、職位)、②いつからいつまで(日本へのお出張期間／出発予定日～帰国予定日)、③何のために(日本渡航の目的／〇〇の研修のため)、日本へ渡航することを会社として承認しております。」という旨の文書を作成し、会社名、代表者名もしくは上司(管理者)の氏名を記入・署名し、会社印を押印してください。

<参考例>

出張許可証明書	
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	
在ベトナム社会主義共和国 日本国大使 殿	
下記記載の当社社員の日本へのお出張について、当社として下記の通り承認していることを証します。	
1. 出張者	(氏名) 〇〇〇 (性別) 男 (生年月日) 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
	(職位) 〇〇長 (所属部署) 〇〇課
2. 出張期間	(出発予定日)～(帰国予定日)
3. 渡日目的	××××の研修のため
	または、AOTS 研修△△△△研修コース参加のため
	(会社名) 〇× CO.,LTD.
	(住所) 〇〇〇
	(署名)
	(氏名) 〇〇 〇〇
	(職位) 代表 (シール)